

特別非常災害時の中央合同庁舎第 5 号館における

記者発表体制について（※）

1. 内閣府（防災担当）においては、東海地震注意情報、予知情報が発表されたとき、緊急災害対策本部の設置を必要とする程度の災害が発生したとき、これらに準じ、特別の記者発表体制をとる必要があると認められるとき、直ちに大臣官房政策評価広報課（広報担当）及び官邸報道室と協議の上、特別の記者発表体制をとることとされている。
2. 中央合同庁舎第 5 号館にて特別の記者発表体制をとる場合には、5 号館講堂を記者会見場とし、5 号館 518 号室を記者室として使用できるよう、机の配置、臨時電話の取り付け等を行うこととなっている。
3. 講堂（記者会見場）は、発表者席、記者席（約 150 席）、テレビカメラ席が配置され、臨時電話（放送業務連絡用）が取り付けられることとなっている。
4. 記者室（518 号室）には、報道各社ごとの机の配置及び臨時電話（送稿のための連絡用）の取り付けが行なわれることになっている。

（※） 内閣府特別非常災害時記者発表等事務処理要領（平成 13 年 5 月 30 日大臣官房官房長、政策統括官（防災担当）決定）に基づき、事務局作成